

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、Aセンター（以下「事業所」という。）に採用され労務職とし就労していたが、同年〇月〇日B心療内科に受診し「不安障害」と診断された。

請求人は、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の精神障害が業務上の事由により発病したものであると認

められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は業務起因性の医学的見解において、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)に該当するとし、その発病の時期は平成〇年〇月〇日頃としており、請求人の症状経過等に照らし、当審査会としても、同部会の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取り扱いを妥当なものとするので、以下認定基準に基づき検討する。

(3) 本件疾病発病前のおおむね6か月間におけるの出来事等について検討すると、請求人は、本件疾病の発病要因として、要旨、Cから作業日誌の記載、書き直しを強要されたことや上司からの冷遇、暴言等を受けたことが精神的負荷になったと主張しているものと解される。

(4) 上記、請求人の主張する出来事を認定基準に当てはめて心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人が作業日誌の作成等をCに強要されたと主張する点に関しては、事業所の関係者の申述内容を総合すると作業手順の習熟等が遅れている請求人に対して、作業効率を上げるために業務指導の一環として行われたものであり、また、当該日誌の作成については請求人自身の意向を踏まえ、やめたことがうかがえることから、当該出来事を認定基準別表第1「職場における心理的負荷評価表」に当てはめて、その心理的負荷の強度を評価する必要を認めない。

イ 次に、請求人に対し、Cから、箒による暴力行為や、人格を否定する暴言

があったと主張する点についてであるが、関係者の申述内容からは請求人の業務への取組姿勢も相まって、箒による行為に及んだものと推認されるところであり、暴力行為とまでみることはできない。また、暴言に係る主張についても、人格を否定するような発言があったことは認められず、請求人の主張は採用し難い。

ウ その他、請求人が主張する再審査請求の理由を精査したが、いずれも請求人に心理的負荷をもたらすものと認めることはできない。

なお、請求人は、Dからの聴取内容は偽りであるとし、Eからの聴取を求めているが、当審査会は複数の事業所関係者の申述内容等を総合的に判断し上記結論に至ったものであり、聴取の必要は認められない。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会受付の意見書及び労働審判手続期日呼出状を提出し、労働審判の結果が出るまでは裁決を待つよう求めているが、労働審判の結果が当審査会の判断を左右するものではないので、その必要は認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。